

五種混合ワクチン・小児用肺炎球菌 15 価ワクチンが定期接種になりました

保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155

4月1日から、新たに五種混合ワクチンと小児用肺炎球菌15価ワクチンが定期接種（法律で定められた予防接種）になりました。

五種混合ワクチン

今までの「四種混合ワクチン（ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風）」に「ヒブワクチン」を加えた、「五種混合ワクチン」が定期接種になりました。

接種対象児童の保護者には、新生児訪問の際に接種券と予診票をお渡しします。

すでに接種券・予診票を持っている人は

「四種混合ワクチン」または「ヒブワクチン」を一度でも接種した場合、原則、残りの回数の接種も同じワクチンを使用します。

ただし、接種券・予診票の交付を受けたが未接種の人や、「五種混合ワクチン」への変更を希望する人は、接種券・予診票の差し替えが必要のため、手続きをお願いします。

接種券・予診票の差し替え

- 申請窓口
保健医療課母子保健係
または各支所地域振興室
- 持参物
母子健康手帳、四種混合とヒブワクチンの残りの接種券・予診票

小児用肺炎球菌 15 価ワクチン

小児用肺炎球菌感染症を予防するための予防接種として、今までは「小児用肺炎球菌13価ワクチン」が使用されていましたが、「15価ワクチン」に切り替わります。

すでに持っている接種券・予診票は、そのまま新しいワクチン（15価ワクチン）に使用できます。

その他、予防接種に関して不明な点は、保健医療課医療予防係へご相談ください。



高齢者肺炎球菌予防接種を受けましょう

保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155

対象者は、高齢者肺炎球菌予防接種の料金助成を受けることができます。

令和6年度の助成対象者は次の年齢の人です。
令和7年度以降も予防接種を受けることはできませんが、接種料金が全額自己負担（8千円程度）となりますのでご注意ください。

令和6年度の対象者

市内に住所があり、過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがなく、次のいずれかに該当する人

- 接種当日、65歳の人
- 接種当日、60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある人（身体障害者手帳1級相当）

接種料金

- 一般 3千円
- 市民税非課税世帯 1500円
- 生活保護世帯 無料

接種方法

接種を希望する人は、接種券と予診票を持参の上、医療機関へ接種をお願いしてください。接種券・予診票は次の通り交付します。

65歳になる人

65歳になる月の月末に、接種券と予診票を送付します。

ただし、市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は、申請が必要で、申請時には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）と届いた接種券・予診票（生活保護世帯の人は被保護者証明書）を持参してください。
※昨年度に65歳になった人も、65歳の間は助成対象です。接種券と予診票を引き続き使用してください。

65歳以外の対象者

事前に申請が必要です。本人確認書類を持参してください。生活保護世帯の人は、被保護者証明書を持参してください。

申請窓口

保健医療課医療予防係
各支所地域振興室